公益財団法人Ｕビジョン研究所
寄附金等取扱規程

第１条（目的）
この規程は、公益財団法人Ｕビジョン研究所（以下「当財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（会員規則との関係）
会員が支払う会費はここで定めた一般寄附金として扱うものとする。

第３条（寄附金の種類）
この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１） 一般寄附金　個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金
（２） 特定寄附金　個人または団体から使途の特定がなされて受領する寄附金
２　この規程における寄附金は、金銭のみとし、有価証券や不動産等は含まない。

第４条（一般寄附金等の使途）
一般寄附金は、当財団の定款に定める活動や事業に使用するほか、当財団の運営上必要な範囲で管理費にも使用することができる。
２　一般寄附金総額の 10%以上を公益目的事業に使用することとする。

第５条（特定寄附金の使途）
特定寄附金は、寄附者又は財団が特定した使途に使用するものとし、特定の条件については、理事会の承認を要する。

第６条（領収書の発行）
寄附を受領した場合には、領収書を発行し、その控えを保存する。但し、匿名その他寄附者を特定できない場合又は寄附者が領収書を受取ることを拒んだ場合は、その限りでない。

第７条（受入基準）
寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する場合、若しくはそのおそれがある場には、当該寄附金を辞退しなければならない。
１　寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第５条第１７号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別な利益を受ける場合

（２）寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
（３） 寄附金の受入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生じる場合
（４） その他、当財団が受入れにあたり運営上支障があると認められる場合
２　当財団が寄附者またはその承継人に対して、寄附金等の返還をする場合に、寄附者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等、当財団の指定する適切な方法をとることができるものとする。

第８条（情報公開）
寄附の受入れおよびその使途については、広報誌、ホームページ等において情報公開に努めることとする。
２ 寄附者の氏名等は原則として非公表とする。但し、公表を条件に寄附を受入れた場合はその条件にしたがって公表する。
３ 寄附者自身が寄附等の事実を自ら公表することは妨げない。

第９条（個人情報保護）
寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第１０条（改廃）
この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則　この規程は、2025（令和７）年７月　　日の理事会において議決され、2025（令和７）年８月１日より適用する。